

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

本市の人口は、令和7年1月末時点で約16万9千人と、徐々に減少してきており、今後も若干の減少傾向が続く見通しである。

年齢構成を見ると、年少人口と労働力の中核となる生産年齢人口(15～64歳)は減少する一方、老年人口は増加していて高齢化の進展が著しい状況であり、今後もこの傾向が進行していくものと見込まれている。

②産業構造及び中小企業者の実態

市内の事業所数については、「卸売業、小売業」が約19%と最も多く、次いで「建設業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」の順で、第3次産業が大多数を占めている。

一方で、売上高の割合については、「製造業」が最も多く35.8%で、次いで「卸売業、小売業」が23.2%、3位が「建設業」の12.7%、4位が「医療、福祉」11.5%、5位が「サービス業(他に分類されないもの)」の3.2%となっている。中でも製造業の売上高については、全国の割合22.9%、千葉県の場合13.4%を大きく上回っており、製造業が他の自治体と比較して域内において主要な産業となっている。(令和3年RESAS産業構造マップより)

これは、第一、第二、第三、熊野堂の各工業団地及びちばりサーチパークにおいて、長年積極的に企業誘致を進め、進出企業を支援してきた結果と考えている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内産業全体の活性化を図るとともに、雇用の維持、促進を目指す。これらを実現するため、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

① 佐倉市の産業は、「製造業」や「小売業、卸売業」をはじめとして多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えている。市内における経済発展のためには、これらすべての産業で事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる先端設備等の種類は、「中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項」に定める先端設備

等すべてとする。

- ② 設備投資等は労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供されること。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、市内すべての区域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

すべての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から令和9年3月31日までとする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。